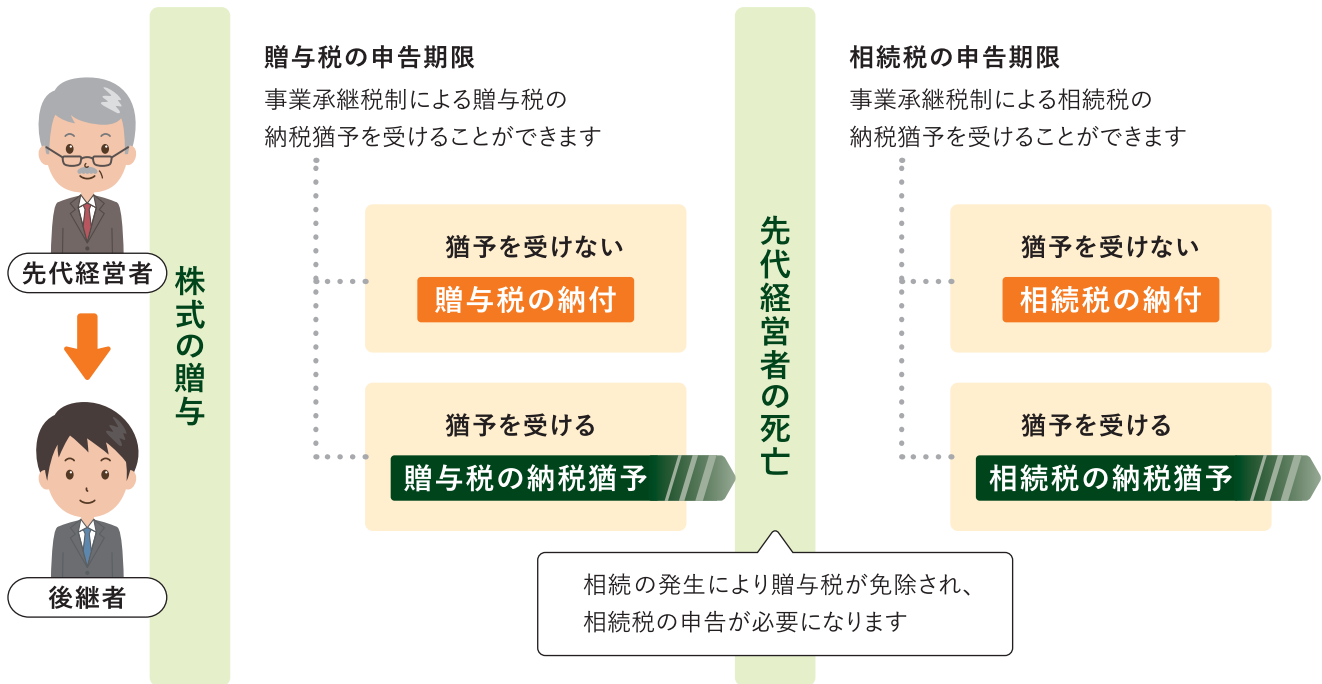


事業承継税制を利用することにより、株式の贈与(相続)にかかる贈与税(相続税)の納税が猶予されます。

納税義務がなくなるわけではありません

一例 先代経営者から株式の贈与を受け、その後先代経営者がなくなった場合



具体例 先代経営者が保有する株式(発行済株式数15,000株(1株の評価額10,000円))の全てを後継者に贈与しました。10年後に先代経営者が亡くなり、株式以外の財産は1億2,000万円ありました。後継者を含む3人の子(法定相続人)が株式以外の財産を1/3ずつ相続した場合の後継者の納税額は以下のようになります。(相続時精算課税は適用していません。また、万円以下は四捨五入としています。)

	贈与時	相続時	納税額合計
事業承継税制を適用しない場合	7,550万円の贈与税の納付	310万円の相続税の納付 (4,000万円の相続財産に対して)	7,860万円
一般措置を適用する場合	2,750万円の贈与税の納付 4,800万円の納税猶予	940万円の相続税の納付 1,007万円の納税猶予	3,690万円
特例措置を適用する場合	全額納税猶予となり納付額なし	1,018万円の相続税の納付 2,190万円の納税猶予	1,018万円

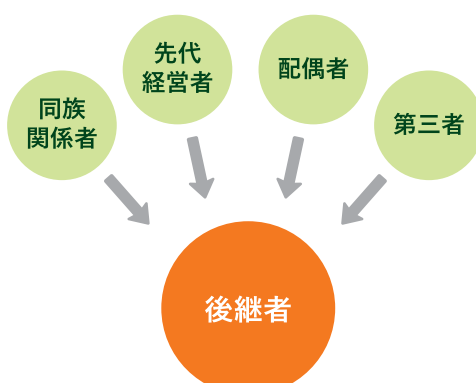
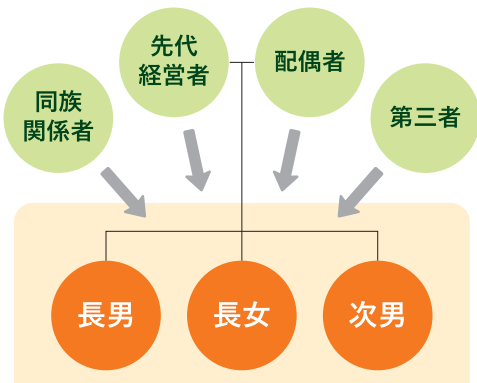
※状況により様々なパターンがありますので、ご相談ください。

経営権と株式の移動とともに納税義務がついてきます。

ただし、事業承継税制を適用すると…

バトンリレーする限り税金の支払いは発生しないことになります。

一般措置と特例措置の比較

	一般措置	特例措置
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与:100% 相続:80%	贈与:100% 相続:100%
承継パターン	<p>複数の株主から1人の後継者</p> 	<p>複数の株主から最大3人の後継者</p>  <p>※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。</p>
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	承継後5年間平均8割の雇用維持ができなかった場合、報告書を北海道知事に提出し確認を受ける
事前の計画策定等	不要	5年以内の「特例承継計画」の提出 平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 平成30年1月1日から 平成39年12月31日まで

※平成30年度税制改正により創設

「特例承継計画」の記載内容

- 事業者の名称等 ● 特例代表者の氏名、代表権の有無 ● 特例後継者の氏名
- 株式を承継する時期（予定）、当該時期までの経営上の課題、当該課題への対応
- 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画